

# 第20回

## 定時株主総会招集ご通知

開催  
日時

2020年6月24日（水曜日）  
午前10時（受付開始：午前9時30分）

開催  
場所

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号  
新宿アイランドタワー 35階  
エン・ジャパン株式会社 セミナールーム

### 目次

第20回定時株主総会招集ご通知	2
（ご参考）議決権行使のご案内	3
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 定款一部変更の件	6
第3号議案 取締役5名選任の件	7
第4号議案 監査役1名選任の件	12
第5号議案 補欠監査役1名選任の件	13
添付書類	
事業報告	14
連結計算書類	34
計算書類	37
監査報告書	40



◎新型コロナウイルス感染拡大防止のため本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、**株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。**お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2020年6月23日（火曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

# To Our Shareholders

株主の皆様へ

代表取締役社長  
鈴木 孝二



代表取締役会長  
越智 通勝



株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

ここに第20回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

エン・ジャパン株式会社は、2020年1月に創業20周年を迎えました。

これもひとえに株主の皆様をはじめ、全てのステークホルダーの皆様の厚いご支援の賜物でございます。

当社は創業以来、採用ビジネスにおいて「入社後の活躍・定着」まで見据えた質の高い採用・転職支援サービスを求職者・顧客企業の双方に提供し、事業を展開してまいりました。

今年度の業績は、海外子会社の新規連結化や国内の求人サイト並びに人材紹介の増加により前年を上回りましたが、期初の想定を下回り、不本意ながら下方修正をする結果となりました。一方で、新規事業であるHR-Techサービス「engage」は、今後の新たな柱となるべく先行投資を行い、順調な立ち上がりを見せております。

現在、世界規模での新型コロナウイルスの拡大による実体経済への影響リスク、景気後退を懸念する見方が強まっております。

収束の見通せない状況下において雇用環境も急激に変化しており、2021年3月期の経営環境につきましても、厳しい状況が予想されます。

しかし、過去の大きな景気後退時においても、人材ビジネスは1年半程度で回復する傾向があること、今後も日本は構造的な労働力不足が続くことから、中長期的な観点では、人材ビジネスが成長産業であることに変わりはないと認識しております。

このような状況下において、「入社後活躍」をゴールとし、従来から強みとしているユーザーファーストなサービスの更なる向上を図るとともに、顧客企業の採用成功及び採用人材の入社後活躍による顧客企業の業績貢献に繋げてまいります。

この差別化要素を持った既存のサービスに加え、新たな成長ドライバーとなる新規事業の育成やM&Aによって、より一層の企業価値向上を目指してまいります。

株主の皆様には今後とも変わらぬご支援を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

2020年6月

エン・ジャパン株式会社  
代表取締役会長 越智 通勝  
代表取締役社長 鈴木 孝二

株主各位

東京都新宿区西新宿六丁目5番1号  
**エン・ジャパン株式会社**  
代表取締役社長 鈴木孝二

## 第20回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第20回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいませ、後述のご案内に従って2020年6月23日（火曜日）午後5時までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬具

記

- 1. 日時** 2020年6月24日（水曜日）午前10時（午前9時30分 受付開始）
- 2. 場所** 東京都新宿区西新宿六丁目5番1号 新宿アイランドタワー 35階  
エン・ジャパン株式会社 セミナールーム
- 3. 会議の目的事項**  
**報告事項**
  - 第20期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）  
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  - 第20期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）  
計算書類報告の件**決議事項**
  - 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 定款一部変更の件
  - 第3号議案 取締役5名選任の件
  - 第4号議案 監査役1名選任の件
  - 第5号議案 補欠監査役1名選任の件
- 4. 招集にあたっての決定事項**

代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会に出席していただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。なお、株主ではない代理人及び同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけませんので、ご注意ください。また、資源節約のため、本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。

◎事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合には、当社ウェブサイト（<https://corp.en-japan.com/IR/report.html>）に掲載させていただきます。

◎本招集通知に際して提供すべき書類のうち、「連結計算書類の連結注記表」「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト（<https://corp.en-japan.com/IR/report.html>）に掲載しておりますので、別添の「第20期報告書」には記載していません。

◎今年度の株主総会においては、記念品・お土産の配布はいたしません。ご理解の程よろしくようお願い申し上げます。

## 議決権行使についてのご案内

5 ページ以降の「株主総会参考書類」をご参照のうえ、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

議決権の行使方法には以下の方法がございます。

### 株主総会にご出席いただける場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

**開催日時** 2020年6月24日（水曜日）午前10時  
（午前9時30分 受付開始）

**【代理人によるご出席について】**

議決権を有する他の株主様1名を代理人として、議決権をご行使いただくことができます。ただし、代理権を証明する書面、代理人ご本人確認の書類が必要になります。

### 株主総会にご出席いただけない場合



▶ **書面による議決権行使**

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

**行使期限** 2020年6月23日（火曜日）午後5時まで



▶ **インターネットによる議決権行使**

議決権行使ウェブサイトにて議案に対する賛否を行使期限までにご入力ください。

**行使期限** 2020年6月23日（火曜日）午後5時まで

詳細は、次頁をご覧ください。

### 重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネットにより二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

# インターネットによる議決権行使

## 行使期限

**2020年6月23日（火曜日）**  
**午後5時まで**

パソコン、スマートフォンまたは携帯電話等から、

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご入力ください。



バーコード読取機能付のスマートフォンまたは携帯電話等を利用して左の「QRコード※」を読み取り、議決権行使ウェブサイトへアクセスすることも可能です。

※ QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。



## お問い合わせ

①「スマート行使」でのスマートフォン等の操作方法に関するお問い合わせ

三井純友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル

**☎ 0120(652)031**

受付時間 9:00～21:00

② 其他のご紹介

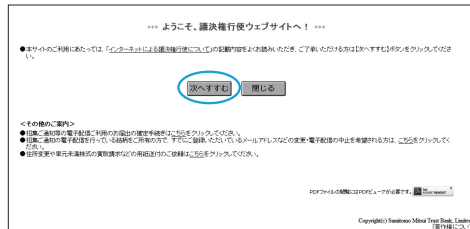
A. 証券会社に口座をお持ちの株主様  
お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

I. 証券会社に口座のない株主様(特別口座の株主様)  
三井純友信託銀行 証券代行部

**☎ 0120(782)031**

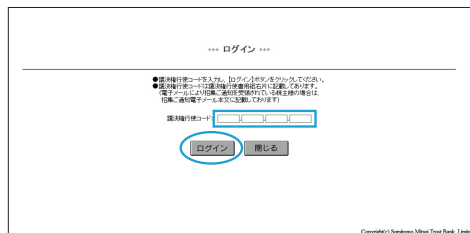
受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く

## ① 議決権行使ウェブサイトへアクセスする



「次へすすむ」をクリックしてください。

## ② ログインする



同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックしてください。

**以降は画面の案内に従って  
ご入力ください。**

## 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりとしたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

当社は、中長期的な利益成長の観点から、事業ステージに応じた適切な投資を図りつつ、M&Aや出資など戦略的な投資を行っていくこと、並びに株主の皆様への還元を重要な施策と捉えていることから、当期より「配当性向50%」を基本方針としております。

上記方針に則り、2020年3月期の配当につきましては、配当性向50%である1株あたり74円80銭としたいと存じます。

1

#### 配当財産の種類

金銭といたします。

2

#### 配当財産の割当てに関する事項

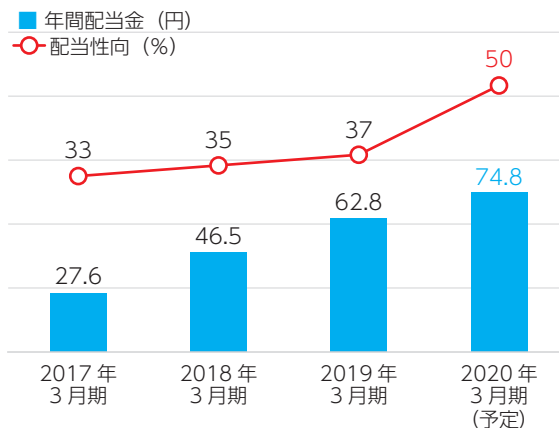
当社普通株式1株につき74.8円  
総額 3,565,063,819円

3

#### 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月25日

#### (ご参考) 配当金・配当性向の推移



## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

当社及び子会社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、子会社を含めた今後の事業展開及び事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）について所要の変更を行うものであります。また、事業環境の変化に機動的に対応できる経営体制を構築するとともに、株主の皆様からの信任の機会を増やし、取締役の経営責任を明確にするため、現行定款第20条（取締役の任期）に定める取締役の任期を2年から1年に短縮するものであります。さらに、これに伴い、任期調整の規定を削除するものであります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2条（目的）</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1～11（条文省略）</p> <p><u>12. 寺院、神社、僧侶等に関するサービス及び情報の提供</u></p> <p><u>13. パン・菓子等の製造及び販売</u></p> <p><u>14. 前各号に附帯する一切の業務</u></p>	<p>第2条（目的）</p> <p>当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1～11（現行どおり）</p> <p>（削除）</p> <p><u>12. パン・菓子等の製造及び販売</u></p> <p><u>13. 前各号に附帯する一切の業務</u></p>
<p>第20条（取締役の任期）</p> <p>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>2 増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>第20条（取締役の任期）</p> <p>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>（削除）</p>

## 第3号議案 取締役5名選任の件

本総会終結の時をもって取締役全員（5名）が任期満了となります。

つきましては、取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号		氏名	現在の当社における 地位及び担当	取締役会への 出席状況
1	再任	越智 通勝	代表取締役会長執行役員	12回／12回 (100%)
2	再任	鈴木 孝二	代表取締役社長執行役員	12回／12回 (100%)
3	再任	河合 恩	取締役執行役員	12回／12回 (100%)
4	新任	井垣 太介	社外取締役 社外監査役	12回／12回 (100%)
5	新任	村上 佳代	社外取締役 独立役員	—

### 候補者の選任方針

社内取締役の選任については、当社の経営理念を共創し、その実現に向け、日々注力できていることを前提として、担当分野において高度な専門性を有するのみならず、経営環境の変化に対して迅速、柔軟且つ的確に対応できる効率性の高い経営システムを推進していくにふさわしい人材を指名しております。

社外取締役の選任については、当社の経営理念に共感し、経営陣や特定の利害関係者の利益に偏ることなく、客観的な立場から独立性をもって経営を監視することが可能で、且つ幅広い見識をもった人材を指名しております。

### 決定手続き

取締役候補の指名に際しては、社外役員を主要な構成員とする任意の指名報酬委員会の意見を踏まえた上で、取締役会で検討し決定しております。

### 社外役員の独立性判断基準

当社における社外役員の独立性の判断基準は下記と定め、以下の基準に該当した場合は、当社にとって十分な独立性が無いものと判断しております。



1. 役員本人が、現在及び過去10年間に於いて次に該当するもの

- ①当社または当社の子会社（以下、併せて「当社グループ」という）にて勤務経験（業務執行者（\*1）であることを含む）がある者
- ②当社の大株主（株式の10%以上の株式を保有している者）またはその者が法人であれば当該法人の業務執行者若しくは監査役（社外監査役を独立役員として指定する場合に限る）に就任していた者

2. 役員本人が、現在及び過去3年間に於いて、次に該当するもの

- ①当社グループの主要な取引先（\*2）またはその業務執行者
- ②当社グループを主要な取引先（\*3）とする者またはその業務執行者
- ③当社グループの主要な借入先（\*4）またはその業務執行者
- ④当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（\*5）
- ⑤当社グループの会計監査人または会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
- ⑥当社グループから多額の寄付を得ている者（\*6）またはその業務執行者

3. 役員本人の二親等以内の親族が上記1または2に該当するもの（重要な者（\*7）に限る）

\*1 取締役、執行役、執行役員その他これらに準じる役員または使用人

\*2 直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当該取引先に対する当社グループ売上高の合計額が当社の連結売上高の2%を超える取引先

\*3 直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当社グループに対する当該事業者の売上高の合計額が当該事業者の連結売上高の2%を超える事業者

\*4 直近の過去3事業年度のいずれかの年度末日における当該借入先からの借入額が当社連結総資産合計の2%を超える借入先

\*5 直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当社グループからの報酬の合計額が1,000万円を超える者

\*6 直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当社グループからの寄付金の合計額が1,000万円を超える寄付先

\*7 取締役、執行役、執行役員及び部長格以上の業務執行者またはそれらに準じる権限を有する業務執行者を重要な者とする。

候補者  
番号

1

お ち みち かつ  
越智 通勝

(1951年1月18日)

再任



### ■ 略歴及び地位

1983年 8月	株式会社日本ブレーンセンター 設立	2008年 6月	当社代表取締役会長
2000年 1月	当社設立	2015年 4月	当社代表取締役会長執行役員 (現任)
2000年12月	当社代表取締役社長		

### 取締役候補者とした理由

越智通勝氏は、1983年に株式会社日本ブレーンセンターを設立後、2000年に当社を立上げ、創業者として経営を牽引しております。その豊富な経験と実績を踏まえ、引き続き取締役候補者としております。

- 所有する当社株式の数  
4,383,900株

候補者  
番号

2

すず き たか つぐ  
鈴木 孝二

(1971年1月3日)

再任



### ■ 略歴及び地位

1995年 4月	株式会社日本ブレーンセンター 入社	2015年 4月	当社代表取締役社長執行役員 (現任)
2000年 1月	当社取締役		
2008年 6月	当社代表取締役社長		

### 重要な兼職の状況

エンワールド・ジャパン株式会社代表取締役会長  
Navigos Group Vietnam Joint Stock Company取締役会長

### 取締役候補者とした理由

鈴木孝二氏は、株式会社日本ブレーンセンターに新卒入社した後、2000年の当社立上げに伴い、5年間の勤務実績と営業力、マネジメント能力を高く評価されて取締役に選任され、2008年より代表取締役として経営を担っております。その豊富な経験と実績を踏まえ、引き続き取締役候補者としております。

- 所有する当社株式の数  
62,600株

候補者  
番号

3

かわ い  
河合

めぐみ  
恩

(1963年4月12日)

再任



- 所有する当社株式の数  
59,000株

### ■ 略歴及び地位

1990年1月 株式会社日本ブレンセンター 入社  
2015年4月 当社取締役執行役員（現任）  
2005年3月 当社取締役  
2013年4月 当社ブランド企画室長（現任）

### 取締役候補者とした理由

河合恩氏は、株式会社日本ブレンセンターに中途入社した後、2000年の当社立上げに伴い、10年間の勤務実績と新規サービスの開発能力を高く評価されて取締役に選任されて以後、長年にわたり経営に携わっております。その豊富な経験と実績を踏まえ、引き続き取締役候補者としております。

候補者  
番号

4

い がき  
井垣

たい すけ  
太介

(1973年5月4日)

新任



- 所有する当社株式の数  
—

### ■ 略歴及び地位

2001年10月 弁護士登録  
北浜法律事務所入所  
2008年1月 米国ニューヨーク州弁護士登録  
2013年6月 弁護士法人西村あさひ法律事務所  
所法人社員弁護士（現任）  
2018年6月 U Tグループ株式会社社外取締役  
（現任）  
当社社外監査役（現任）

### 重要な兼職の状況

弁護士法人西村あさひ法律事務所法人社員弁護士  
U Tグループ株式会社社外取締役

### 社外取締役候補者とした理由

井垣太介氏は、当社の事業内容に精通しており、弁護士及び社外役員としての職務経験を活かして、俯瞰的な視座から経営に参画していただきたいと考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外取締役または社外監査役となること以外の方法で、直接会社経営に関与されたことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

候補者  
番号

5

むら かみ  
村上

か よ  
佳代

(1967年9月16日)

新任



### ■ 略歴及び地位

1990年9月	エージー株式会社入社	2012年9月	楽天株式会社入社
1996年12月	有限会社KMコネット設立	2013年9月	P.G.C.D.ジャパン株式会社入社
2001年5月	ネットイヤーグループ株式会社 入社	2014年3月	グロービス経営大学院 経営学修士課程修了
2007年3月	カルチュア・コンビニエンス・ クラブ株式会社入社	2016年10月	株式会社シナプス入社

### ■ 社外取締役候補者とした理由

村上佳代氏は、WEB、およびデジタルマーケティングに関連した広い見識を有しており、かつ、女性ならではの視点を活かし、ダイバーシティ・マネジメントの推進へ貢献していただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。

### ● 所有する当社株式の数

- (注) 1. 井垣太介氏が所属する弁護士法人西村あさひ法律事務所へは当社が法律相談を行った実績がありましたが、取引額は年間500万円以下であります。また、同所では当社の採用管理システムである「Cycle」の利用がありましたが、一般の取引と同様の条件であり、年間取引額は同所の年間総売上合計額及び当社の連結売上高の1%以下であります。さらに、同氏が社外取締役を務めるUTグループ株式会社では、当社サービスである「エン転職」の利用がありましたが、一般の取引と同様の条件であり、年間取引額は同社及び当社の連結売上高の1%以下であります。上記の取引は、いずれも当社の定める社外役員の独立性判断規則を満たすことから、同氏の独立性に問題はないと判断しております。越智通勝氏、鈴木孝二氏、河合恵氏及び村上佳代氏と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 井垣太介氏及び村上佳代氏は、社外取締役候補者であります。
3. 井垣太介氏は現在、当社の社外監査役であります。その在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。
4. 井垣太介氏は東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に規定する独立役員要件をすべて満たしており、候補者と一般株主との間に利益相反を生じることがないと判断しておりますが、候補者の所属する弁護士法人西村あさひ法律事務所の方針に従い、独立役員として指定、届け出は行いません。
5. 村上佳代氏が取締役就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出を行う予定であります。
6. 井垣太介氏及び村上佳代氏が取締役就任した場合、当社定款の規定に基づき、当社は両氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

## 第4号議案 監査役1名選任の件

井垣太介氏は第3号議案の承認可決を条件として社外取締役選任に選任されますので、新たに監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、新たに選任された監査役の任期は、当社定款の定めにより、退任した監査役の任期満了の時までとなります。

また、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

おお たに なお き  
大谷 直樹

(1974年5月27日)

新任



● 所有する当社株式の数

—

### ■ 略歴及び地位

1999年4月	弁護士登録 飯沼総合法律事務所入所	2011年12月	ミニット・アジア・パシフィック株式会社社外取締役
2001年10月	西村総合法律事務所（現 西村あざひ法律事務所）入所	2015年2月	日本企業経営パートナーズ法律事務所代表弁護士
2007年7月	ユニゾン・キャピタル株式会社入社	2015年6月	株式会社マイスターエンジニアリング社外取締役（現任）
2008年1月	同社ディレクター	2016年4月	株式会社リヴァンプ執行役員兼CIO
2009年2月	株式会社コスモスライフ（現大和ライフネクスト株式会社）社外取締役	2017年10月	株式会社イーグルリテイリング社外取締役
2010年5月	株式会社エムケーキャピタルマネージメント（現株式会社イデアキャピタルマネージメント）社外取締役	2018年2月	JPインベストメント株式会社バイアウト投資部長（現任）

### 重要な兼職の状況

株式会社マイスターエンジニアリング社外取締役  
JPインベストメント株式会社バイアウト投資部長

### 社外監査役候補者とした理由

大谷直樹氏は、企業経営やPE投資に対して豊富な経験を持ち、かつ、弁護士としての高い見識を有することから、専門的な知識・経験等を当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 大谷直樹氏が社外取締役を務める株式会社マイスターエンジニアリングから、当社は人材紹介手数料を受け取っておりましたが、一般の取引と同様の条件であり、年間取引額は当社及び当社の連結売上高の1%以下であり、当社が定める社外役員の独立性判断規則を満たすことから、同氏の独立性に問題はないと判断しております。
2. 大谷直樹氏は、社外監査役候補者であります。
3. 大谷直樹氏が監査役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出を行う予定であります。
4. 大谷直樹氏が監査役に就任した場合、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

## 第5号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査役の選任をお願いするものであります。なお、本議案における選任の効力は就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案の本株主総会への提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠の監査役候補者は、次のとおりであります。

おお つき とも ゆき  
**大槻 智之**

(1972年4月1日)



### 略歴

1994年4月	大槻経営労務管理事務所 (現社会保険労務士法人大槻経営 労務管理事務所) 入所	2013年12月	株式会社オオツキM代表取締役 (現任) OTSUKI M SINGAPORE PTE,LTD.代表取締役
2006年1月	社会保険労務士登録 同所銀座支社長	2016年7月	同所代表社員 (現任)
2011年1月	同所統括局長	2019年6月	東京都社会保険労務士会理事 (現任)

### 重要な兼職の状況

社会保険労務士法人大槻経営労務管理事務所代表社員  
株式会社オオツキM代表取締役

### ● 所有する当社株式の数

—

### 補欠の社外監査役候補者とした理由

大槻智之氏は、社会保険労務士として培われた専門的知識・経験を有しており、当社におけるリスク管理の体制に活かしていただけるものと考え、補欠の社外監査役候補者として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 大槻智之氏が代表社員を務める社会保険労務士法人大槻経営労務管理事務所と当社との間に顧問契約を締結しておりますが、報酬額は年間500万円以下であり、当社の定める社外役員の独立性判断規則を満たすことから、同氏の独立性に問題はないと判断しております。
2. 大槻智之氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3. 大槻智之氏が監査役に就任した場合、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出を行う予定であります。
4. 大槻智之氏が監査役に就任した場合、当社定款の規定に基づき、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

以上

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当社グループの報告セグメントは、「採用事業」と「教育・評価事業」に区分しておりましたが、当連結会計年度より、「人材サービス事業」の単一セグメントに変更しております。このため、主要な事業の概況について、管理会計ベースの数値を用いて下記に記載いたします。

(単位：百万円)

売上高	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	増減	増減率
国内求人サイト	31,399	32,126	727	2.3%
国内人材紹介	11,152	11,878	726	6.5%
海外事業	4,635	10,745	6,110	131.8%
HR-Tech	—	475	475	—
その他事業・子会社	2,021	2,113	91	4.5%

#### 国内求人サイト

「エン転職」は、当期の戦略方針に基づき、顧客企業に対する効果面の優位性を活かして、採用予算が大きい顧客企業内のシェアを拡大したことから、平均掲載単価の上昇に繋がりました。一方で、中小顧客企業においては、想定よりも競合企業による掲載期間延長及び価格割引が強まったことを受け、掲載件数が減少しました。第4四半期においては「engage」とのセット販売等により、掲載件数は回復基調となりましたが、通期の売上高は前年を若干下回りました。

人材紹介会社向け求人サイトは、「ミドルの転職」において、下期に景況感悪化懸念に伴い、顧客の人材紹介会社の成約数が弱まったものの、課金体系の変更及び顧客企業のサイト活用度の向上により、通期では順調な売上高の増加となりました。若手ハイキャリア向けサイト「AMBI」は、ブランド認知の向上及びターゲット会員・企業双方が順調に増加したことから、大幅な増収となりました。

派遣会社向け求人サイトは、「エン派遣」が大手派遣会社内における高いシェアを維持し、安定的な売上高成長、「エンバイト」が介護領域等の拡大による大幅な売上高成長となりました。

なお、各求人サイトともに3月から新型コロナウイルスの国内拡大による事業への影響を受けたものの、2020年3月期における業績影響は限定的でありました。

これらの結果、国内求人サイトの売上高は前期比2.3%増の32,126百万円となりました。

### 国内人材紹介

子会社のエンワールド・ジャパン株式会社は、期中に景気減速懸念からメーカーを中心とした顧客の需要減も見られたものの、他業界へのシフト等を進めていたことから第4四半期は再び増収へ転じました。

エン・ジャパンの人材紹介「エン エージェント」は、期初に増員した人員の業績貢献が高まったことや、組織・運用体制の構築が進んできたことから、第4四半期に反転増収となりました。

なお、両人材紹介サービスともに3月から新型コロナウイルスの国内拡大による事業への影響を受けたものの、2020年3月期における業績影響は限定的でありました。

これらの結果、国内人材紹介の売上高は前期比6.5%増の11,878百万円となりました。

### 海外子会社

海外事業は、非注力国において前期を下回る売上高となったものの、注力国であるベトナム、インドは、通期で想定を上回る売上高となり、好調に推移いたしました。また、インドにおいては当連結会計年度よりIT派遣事業を展開するFuture Focus Infotech Pvt.Ltd.の業績が反映されております。

なお、海外子会社は3ヶ月遅れて業績を取り込んでいるため、新型コロナウイルスによる2020年3月期における業績影響はございません。

これらの結果、海外事業の売上高は前期比131.8%増の10,745百万円となりました。

### HR-Tech

人事・採用プラットフォームの「engage」は、積極的なプロモーション活動を行ったことにより、利用社数は27万社（2020年3月現在）と順調に増加いたしました。また、2019年4月より開始した有料プランは、有料利用社数が順調に増加したこと、応募数の増加施策が奏功したことから売上高は前四半期比で116.4%増の大幅増収となり、通期の売上高は475百万円となりました。

なお、「engage」は新規サービスであり、新型コロナウイルスによる業績影響を比較分析することが困難ですが、上述のとおり四半期売上高は順調に増加しており、影響は無かったと判断しております。

主にこれらの結果、当連結会計年度における売上高は56,848百万円（前期比16.7%増）、営業利益は11,005百万円（前期比5.6%減）、経常利益は11,057百万円（前期比6.6%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は、7,125百万円（前期比12.5%減）となりました。



## 売上高

56,848百万円

前期比  
16.7%増

## 経常利益

11,057百万円

前期比  
6.6%減

## 営業利益

11,005百万円

前期比  
5.6%減

## 親会社株主に帰属する当期純利益

7,125百万円

前期比  
12.5%減

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資の総額は1,757百万円で、その主なものは次のとおりであります。

- ・ サイト開発、追加改修等

## ③ 資金調達の状況

運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行1行と当座貸越契約（極度額1,000百万円）を締結しておりますが、当連結会計年度末日における借入実行残高はございません。

## ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

## ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

## ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

## ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 財産及び損益の状況

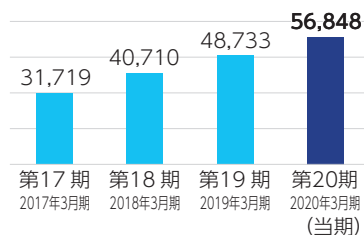
(単位：百万円)

区分	第17期	第18期	第19期	第20期 (当連結会計年度)
	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
売上高	31,719	40,710	48,733	56,848
経常利益	6,848	9,731	11,834	11,057
親会社株主に帰属する当期純利益	4,005	6,366	8,144	7,125
1株当たり当期純利益 (円)	88.03	139.93	178.97	156.23
総資産	32,900	40,600	49,852	51,896
純資産	23,642	28,626	35,466	38,648
1株当たり純資産額 (円)	516.91	625.52	762.51	834.74
ROE (%)	18.0	24.5	25.8	19.6

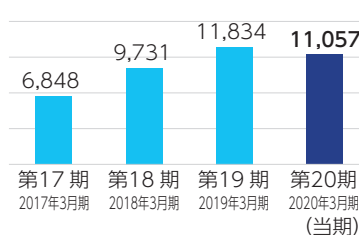
(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 第19期において、企業結合に係る暫定的な会計処理の確定を行っており、第18期の財産及び損益の状況については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の当初配分額の重要な見直しが反映された後の金額を記載しております。

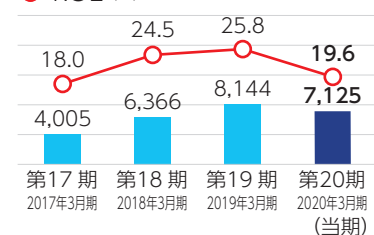
■ 売上高 (百万円)



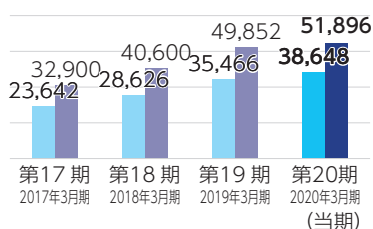
■ 経常利益 (百万円)



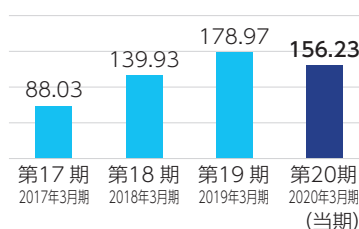
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)  
○ ROE (%)



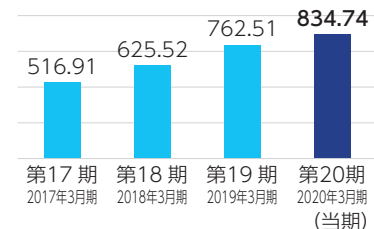
■ 純資産 / ■ 総資産 (百万円)



■ 1株当たり当期純利益 (円)



■ 1株当たり純資産額 (円)



### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 親会社との関係

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
エンワールド・ ジャパン株式会社	65百万円	100.0	人材紹介、人材派遣
Navigos Group Vietnam Joint Stock Company	68,373百万VND	100.0	求人サイトの運営、人材紹介
Future Focus Infotech Pvt,Ltd.	25百万INR	72.3	IT人材派遣

- (注) 1. Navigos Group Vietnam Joint Stock Companyに対する当社の議決権比率のうち、100.0%は当社の連結子会社を通じての間接保有によるものであります。
2. Future Focus Infotech Pvt,Ltd.に対する当社の議決権比率のうち、72.3%は当社の連結子会社を通じての間接保有によるものであります。
3. 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループが属する国内人材ビジネス市場の基本的な環境は、生産年齢人口の減少や産業構造の変化等による構造的な人手不足が存在しており、企業の採用需要は底堅い状況にあるものと認識しております。更に、若手層を中心とした転職の一般化や終身雇用制度を始めとした日本型雇用制度の急激な変化により、雇用の流動化が一層進み、国内人材ビジネス市場にプラスとなると考えております。

海外における人材ビジネス市場は、当社が注力するベトナム、インドともに主要先進国を上回る経済成長をしており、人口が多く平均年齢も若いことから、中長期的な人材ビジネスの成長期待が高いと考えております。また、国を問わずIT・テクノロジー分野の市場成長期待及び同分野の人材ニーズは高く、オフショア開発等を含めてベトナム、インドの成長期待は高いものとみております。

短期的には新型コロナウイルスによる経済活動の停止、顧客企業の業績悪化、景気後退及び採用活動の停滞等により、当社グループの業績に大きな影響があると見込まれます。しかしながら、国内においては、上記の構造的な人手不足要因等により、海外においては経済成長の回復に伴う採用活動の再開等により、新型コロナウイルス終息後は徐々に採用需要が戻るものと考えております。このため、回復局面において市場成長を上回るための人材やサービスの質を保つことが重要と捉えております。

当社はこのような状況を踏まえ、今後は求職者及び採用企業によるサービス利用の多様化とともに選別も進むものと考えております。このため、「入社後活躍」をゴールとし、従来から強みとしているユーザーファーストなサービスの更なる向上を図るとともに、顧客企業の採用成功及び採用人材の入社後活躍による顧客企業の業績貢献に繋げることで、模倣が困難な差別化要素を持ったサービスにしていまいります。

また、「engage」等によるテクノロジーサービスへのシフトを進めることで、当社が従来アプローチすることが難しかった地域や企業規模の顧客に対して、効率的にサービスを提供することが可能となります。これにより、求職者の選択肢も広がることから、「入社後活躍」をより多くの顧客企業・求職者に提供することを目指してまいります。

更に、国内外問わずデジタル領域や今後成長が期待される人材サービス・非人材サービス領域においてM&Aや出資を強化していく方針です。これにより、当社既存事業との連携強化を図ることや、成長が期待できる有望な領域において迅速な参入及び成長を図ることを目指してまいります。

## (5) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

事業区分	主要サービス
人材サービス事業	■求人サイトの運営 (主なサイトは、エン転職、エン派遣、ミドルの転職、VietnamWorks等)
	■人材紹介 (主なブランドは、en world、エン エージェント 等)
	■人材派遣 (IT派遣のFuture Focus Infotech、エンワールド・ジャパンの一部でスペシャリスト派遣)
	■HR-Techサービス (主にengage)
	■その他 (採用管理システム・業務管理システムの提供、エンカレッジ等の各種人材活躍支援サービス)

## (6) 主要な営業所（2020年3月31日現在）

### ① 当社

本社：東京都新宿区

支社：大阪、名古屋、横浜、福岡、その他

### ② 子会社

エンワールド・ジャパン株式会社

(本社：東京都中央区)

Navigos Group Vietnam Joint Stock Company

(本社：ベトナム社会主義共和国ホーチミン市)

Future Focus Infotech Pvt.Ltd.

(本社：インド共和国チェンナイ市)

## (7) 使用人の状況（2020年3月31日現在）

### ① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
3,547名	196名増

（注）使用人数は就業人員であり、臨時従業員（パートタイマー）31名は含んでおりません。

### ② 当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,617名	111名増	29歳8ヶ月	3年11ヶ月

（注）使用人数は就業人員であり、他社への出向者33名及び臨時従業員（パートタイマー）19名は含んでおりません。

## (8) 主要な借入先の状況（2020年3月31日現在）

該当事項はありません。

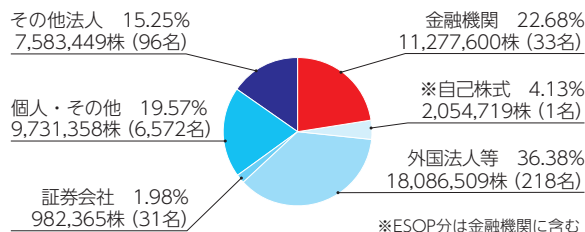
## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2 会社の状況に関する事項

### (1) 株式の状況（2020年3月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 187,200,000株  
 ② 発行済株式の総数 45,264,081株  
 （自己株式 4,451,919株を除く）  
 ③ 株 主 数 6,951名  
 ④ 大 株 主



株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
越 智 通 勝	4,383,900	9.69
一般財団法人エン人材教育財団	3,060,000	6.76
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,916,000	6.44
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,382,200	5.26
有限会社えん企画	2,184,800	4.83
有限会社エムオー総研	2,160,000	4.77
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	1,580,878	3.49
JP MORGAN CHASE BANK 385632	1,563,179	3.45
越 智 明 之	1,475,200	3.26
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) RE MONDRIAN INTERNATIONAL SMALL CAP EQUITY FUND,L.P.	1,278,200	2.82

(注) 1. 第4順位の資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）保有の当社株式2,397,200株と、第8順位の当社所有の自己株式2,054,719株は、上記から除いております。

2. 持株比率は自己株式（4,451,919株）を控除して計算しております。

## (2) 新株予約権等の状況

### ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

2015年5月29日開催の取締役会決議による新株予約権

区分	取締役（社外取締役を除く）
新株予約権の払込金額	払込を要しない
新株予約権の行使価額	1個につき200円
新株予約権の行使期間	2015年7月1日から 2033年6月30日まで
新株予約権の行使条件	割当日の翌日から3年を経過した日、又は当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日のいずれか早い日から新株予約権を行使することができる。
保有者数	3名
新株予約権の数	244個
目的となる株式の種類及び数	普通株式48,800株

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、200株としております。

2. 割当契約書により、行使期間及び行使条件については、下記のとおり変更されております。

行使期間：2020年7月1日から2033年6月30日

行使条件：① 新株予約権の行使時においても、当社又は当社の関係会社の役員又は使用人であることを要する。ただし、当社都合により当社又は当社の関係会社以外の役員又は使用人になった場合は、権利行使を認める。

② 新株予約権者が個々に設定されている業績目標等を達成することを要する。

③ なお、上記①及び②の条件の詳細及びその他の条件は、割当契約書に定めるところによる。



- ② 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況  
該当事項はありません。
  
- ③ その他新株予約権等に関する重要事項  
該当事項はありません。

### (3) 会社役員に関する事項

#### ① 取締役及び監査役の状況（2020年3月31日現在）

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	越 智 通 勝	執行役員
代表取締役社長	鈴 木 孝 二	執行役員 エンワールド・ジャパン株式会社代表取締役会長 Navigos Group Vietnam Joint Stock Company取締役 Future Focus Infotech Pvt,Ltd.取締役
取 締 役	河 合 恩	執行役員 ブランド企画室長
取 締 役 <b>社外取締役</b> <b>独立役員</b>	久須美 康 徳	
取 締 役 <b>社外取締役</b> <b>独立役員</b>	齋 藤 和 紀	株式会社アキュリアス代表取締役 エクスポネンシャル・ジャパン株式会社代表取締役 株式会社Spectee取締役 株式会社アイ・ロボティクス取締役
常 勤 監 査 役 <b>社外監査役</b>	大 戸 正 彦	
監 査 役 <b>社外監査役</b> <b>独立役員</b>	吉 田 篤 生	吉田篤生会計事務所所長
監 査 役 <b>社外監査役</b> <b>独立役員</b>	井 垣 太 介	弁護士法人西村あさひ法律事務所法人社員弁護士 UTグループ株式会社社外取締役

- (注) 1. 取締役の久須美康徳氏及び齋藤和紀氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役の大戸正彦氏、吉田篤生氏及び井垣太介氏は、社外監査役であります。  
 3. 監査役の吉田篤生氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 4. 当社は東京証券取引所に対して、取締役の久須美康徳氏及び齋藤和紀氏並びに監査役の吉田篤生氏及び井垣太介氏を独立役員として届け出ております。  
 5. 事業年度中に退任した監査役

退任時の地位	氏 名	退任時の担当及び重要な兼職の状況	退 任 日
監 査 役	浅 田 耕 治	—	2019年6月25日

(注) 上記1名は辞任による退任であります。

## ② 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外取締役及び監査役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としております。

## ③ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額	摘 要
取 締 役	5名	89百万円	(うち社外取締役 2名4百万円)
監 査 役	4名	10百万円	(うち社外監査役 3名8百万円)
合 計	9名	99百万円	

(注) 1. 取締役及び監査役に対する報酬限度額は、2008年3月27日開催の定時株主総会における決議により、以下のとおり定められております。

- ① 取締役：年額200百万円以内  
ストックオプションとしての新株予約権の別枠で100百万円以内  
(2014年6月25日開催の定時株主総会決議)
  - ② 監査役：年額30百万円以内
2. 上記の取締役(社外取締役を除く)への支給額には、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額4百万円が含まれております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 当事業年度における主な活動状況

地位	氏名	取締役会への出席状況	監査役会への出席状況	取締役会及び監査役会における発言の状況
社外 取締役	久須美 康 徳	12回／12回 (100%)	—	取締役久須美康徳氏は、他社の監査役として培われた豊富な知識・経験から、当社の経営上有用な指摘・意見を述べております。
	齋 藤 和 紀	12回／12回 (100%)	—	取締役齋藤和紀氏は、財務・経理のスペシャリストとしての豊富な経験や専門知識に加え、AIやシンギュラリティ（技術的特異点）に関連した広い見識から、当社の経営上有用な指摘・意見を述べております。
社外 監査役	大 戸 正 彦	10回／10回 (100%)	10回／10回 (100%)	監査役大戸正彦氏は、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見から、当社の経営上有用な指摘・意見を述べております。
	吉 田 篤 生	12回／12回 (100%)	12回／12回 (100%)	監査役吉田篤生氏は、主に税理士としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘・意見を述べております。
	井 垣 太 介	12回／12回 (100%)	12回／12回 (100%)	監査役井垣太介氏は、主に弁護士としての専門的見地から、当社の経営上有用な指摘・意見を述べております。

(注) 大戸正彦氏は、2019年6月25日開催の定時株主総会において監査役に就任したため、2019年4月度及び5月度の取締役会、監査役会には出席していません。

ロ. 重要な兼職先と当社との関係

取締役齋藤和紀氏は、株式会社アキュリアス代表取締役、エクスポネンシャル・ジャパン株式会社代表取締役、株式会社Spectee取締役及び株式会社アイ・ロボティクス取締役を兼職しております。当社は、次世代育成支援を目的として、エクスポネンシャル・ジャパン株式会社が主催するシンギュラリティ大学グローバルインパクトチャレンジへ協賛金を支払っております。但し、当該協賛金は500万円以下であるため、少額であると判断しております。その他記載すべき事項はありません。

監査役吉田篤生氏は、吉田篤生会計事務所所長を兼職しております。吉田篤生会計事務所では「エン転職」の利用がありますが、いずれも一般の取引と同様の条件であり、当社連結売上高の1%以下であるため少額であると判断しております。その他記載すべき関係はありません。

監査役井垣太介氏は、弁護士法人西村あさひ法律事務所法人社員弁護士及びUTグループ株式会社社外取締役を兼職しております。弁護士法人西村あさひ法律事務所へは当社が法律相談を行った実績があります。但し、同所との取引額は年間500万円以下であるため、少額であると判断しております。その他、同所では当社採用管理システムである「Cycle」の利用がありますが、一般の取引と同様の条件であり、年間取引額

は同所の年間総売上合計額及び当社の連結売上高の1%以下であるため、少額であると判断しております。また、UTグループ株式会社では、当社サービスである「エン転職」の利用がありますが、一般の取引と同様の条件であり、年間取引額は同社及び当社の連結売上高の1%以下であるため、少額であると判断しております。その他記載すべき事項はありません。

## (4) 会計監査人に関する事項

① 会計監査人の名称 EY新日本有限責任監査法人

### ② 当期に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	32百万円
公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	8百万円
当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40百万円

(注) 1. 当社の一部の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

2. 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

当監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査計画における監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、報酬額の見積もりの妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

3. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

4. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である収益認識に関する会計基準の適用に関する助言・指導業務についての報酬を支払っております。

### ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

### 【内部統制システムに関する基本的な考え方、その整備状況及び運用状況】

#### ① 基本的考え方

当社は、その事業を通じて、株主やクライアント等様々なステークホルダーをはじめ、広く社会に役立つ存在でありたいと考えております。そのために、当社グループ全体として経営環境の変化に対応できる組織体制を構築することを重要な施策と位置付けており、当社グループの健全な成長のため、コーポレート・ガバナンスの強化と充実を図り、公正な経営システム作りに取り組んでおります。

また、役職員の倫理観・誠実さを高めることは、様々なステークホルダーの真の信頼を得るうえで、基本的な前提となると考えております。当社の経営理念の一つに、社会に対して正しいことを行い、社会に役立つ存在たることが当社の存在意義であることを謳った「社会正義性」があります。今後もこの理念・考え方を役職員の行動の支柱に据えて、コンプライアンスに関する教育の徹底等内部管理体制の更なる整備を進め、これを適正に機能させることによって、健全な経営を確保してまいります。

#### ② 整備の状況

イ. 当社及び当社グループ各社の取締役及び使用人の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は定時取締役会を毎月1回開催しており、必要に応じ臨時取締役会を随時開催し、機動的に当社グループの重要事項を審議し、意思決定を行える体制を整備しております。また、取締役会は、取締役の職務の執行を監督する機関と位置付け、業務の適正を確保しております。取締役会は経営計画を達成するための具体的な施策を立案・推進し、目標達成状況と阻害要因を把握し、対応策を講じております。

ロ. 当社及び当社グループ各社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社のコンプライアンス統括部門は、当社グループ全体のコンプライアンス体制を整備し、コンプライアンス活動を横断的に推進する業務を担っております。コンプライアンス統括部門がグループ各社と連携して、担当地域内のコンプライアンス体制を整備し、法令・社内規則等の遵守をはじめとするコンプライアンス活動を推進しております。

内部監査担当部門は、当社の代表取締役社長直轄である内部監査室が設置され、内部統制に係るコンプライアンスの状況の監視に努めております。定期的な内部監査の結果については、適宜監査役と情報交換を行い、内部監査報告書は、内部監査室長から代表取締役社長へ報告されております。

## 事業報告

内部通報制度としては、「公益通報の取扱いに関する規則」により、使用人はコンプライアンス上、疑義ある行為を認識した場合には社内専用窓口へ通報し、また、会社は当該通報者を保護する体制を構築しております。

### ハ. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報は、文章（電磁的方法により記録したものを含む。）の保存期間、管理の方法その他についての規程を策定し、当該規程に従い情報を適切に保存及び管理しております。

### ニ. 当社及び当社グループ各社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

日々の業務遂行に係るリスクについては、当社グループの各部門責任者が一括してこれを予測して計測するとともに、予防に努めております。また、各事業部門に係るリスクについては、取締役会又は代表取締役社長に報告され迅速かつ適切な措置を講じております。

有事においては、代表取締役社長を責任者とする対策本部を設置し、顧問弁護士等の専門家と連携し、迅速な対応により、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を構築いたします。

### ホ. 当社及び当社グループから成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社の管理は、当社「関係会社管理規程」に従って管理部門が総括管理し、各関係部門が連携して行っております。同規程に基づき、一定の事項については、当社の取締役会決議を求め、又は取締役会及び関係部門への報告を義務付けております。

### ヘ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制

監査役の求めにより、監査役の職務を補助すべき使用人が要請された場合は、取締役は、監査役の職務を補助すべき使用人として適切な人材を配置します。この者は、監査役の指示のもと、自らあるいは関連部門と連携して、監査対象の調査・分析・報告を行い、必要に応じて監査役を補佐して実査を行います。

### ト. 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役を補助すべき使用人につき、人事評価・人事異動・懲戒処分に処する場合には、人事担当責任者は事前に監査役会に報告するとともに、必要がある場合には、監査役会の承認を得るものとします。

また、当該使用人に対する指揮命令は監査役が行います。



チ. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制及び報告をした者がそれを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

取締役又は使用人は、法令に定める事項や全体的に重大な影響を及ぼす事項に加え、監査役の求めに応じて、内部監査の実施状況、個人情報の保護管理状況及びその内容等を速やかに報告しております。

また、当社は役員・使用人に対して、会社の方針、事業活動等が法令・規則又は社内規則・方針に違反している（若しくは違反のおそれがある）と確信する場合、その旨を速やかに報告することを奨励しております。

監査役に対する報告であるか否かにかかわらず、当社はかかる報告を行った者を公正に取り扱い、一切の報復措置を許容しない体制を構築し、維持しております。

リ. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、監査役の職務の執行にあたり、監査役が必要と認めた場合に、弁護士、公認会計士等の外部専門家との連携が図れる環境を提供しております。

### ③ 運用の状況

当社では、「業務の適正を確保するための体制」に基づき、社内体制を整備するとともに、適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は、以下のとおりであります。

イ. 取締役の職務の執行について

当社及び当社グループの取締役の職務執行については、社内規程に則り執行されており、コンプライアンスやリスク管理に対応しております。また、取締役会においては、重要な意思決定、職務執行の状況報告等について活発な意見交換が行われ、監督がなされており、実効性が確保されております。なお、取締役会の資料及び議事録は、適切に保管されております。

ロ. リスク管理体制について

管理部門の責任者を中心として、当社グループのリスク状況の区分・把握・報告、規程の立案・制定を含むリスク管理体制の整備を行うとともに、未然防止策・対応策の立案・実行その他必要な事項の実施に関し、モニタリングを行い、これらの活動状況に関し、当社の取締役会に対して報告を行っております。

ハ. 内部監査の実施について

内部監査室を設置しており、当社内の各部門が、法令、定款、規程その他社会規範等に則した適切な業務運営がなされているか、書類の閲覧及びヒアリング等を通じて監査を行っております。内部監査室長は、これらの監査結果について、代表取締役社長及び監査役会に対して報告を行っております。

## 事業報告

### 二. 監査役の職務の執行について

常勤監査役1名は、取締役会に出席するほか、役職員に対し個別のヒアリングを行うことにより、取締役の業務の執行状況やコンプライアンスに関する問題点を確認するとともに、会計監査人及び内部監査委員会とも情報交換を行っており、経営監視機能の強化及び向上を図っております。

### 【反社会的勢力排除に向けた基本方針】

当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に影響を与える反社会的勢力に対しては、警察等関連機関と連携し、毅然とした姿勢で組織的に対応することを基本方針とし、役員・社員に周知徹底を図っております。

## (6) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針は定めておりません。

---

(注) 本事業報告中の記載金額、株式数は表示単位未満の端数を切り捨てて表示しており、比率は表示単位未満の端数を四捨五入して表示しております。

# 連結計算書類

## 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

項目	金額
<b>資産の部</b>	
<b>流動資産</b>	37,065
現金及び預金	28,081
受取手形及び売掛金	5,736
有価証券	2,047
仕掛品	22
貯蔵品	20
その他	1,329
貸倒引当金	△171
<b>固定資産</b>	14,830
<b>有形固定資産</b>	1,021
建物	362
車両運搬具	6
器具及び備品	269
リース資産	322
建設仮勘定	59
<b>無形固定資産</b>	7,712
ソフトウェア	2,923
のれん	3,795
その他	993
<b>投資その他の資産</b>	6,096
投資有価証券	2,957
関係会社株式	46
長期貸付金	828
繰延税金資産	855
その他	1,654
貸倒引当金	△246
<b>資産合計</b>	<b>51,896</b>

項目	金額
<b>負債の部</b>	
<b>流動負債</b>	11,762
買掛金	475
リース債務	113
未払金	4,112
未払法人税等	1,883
賞与引当金	1,192
役員賞与引当金	2
前受金	2,620
その他	1,361
<b>固定負債</b>	1,485
リース債務	225
長期未払金	474
繰延税金負債	124
株式給付引当金	388
資産除去債務	268
その他	4
<b>負債合計</b>	<b>13,247</b>
<b>純資産の部</b>	
<b>株主資本</b>	37,663
資本金	1,194
資本剰余金	1,133
利益剰余金	39,588
自己株式	△4,253
<b>その他の包括利益累計額</b>	119
その他有価証券評価差額金	△7
為替換算調整勘定	126
新株予約権	154
非支配株主持分	710
<b>純資産合計</b>	<b>38,648</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>51,896</b>

## 連結損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

項目	金	額
売上高		56,848
売上原価		10,451
売上総利益		46,397
販売費及び一般管理費		35,392
営業利益		11,005
営業外収益		146
営業外費用		94
経常利益		11,057
特別利益		
保険解約返戻金	90	
固定資産売却益	23	113
特別損失		
固定資産除却損	0	
関係会社株式評価損	9	
投資有価証券評価損	515	
子会社整理損	37	563
税金等調整前当期純利益		10,608
法人税、住民税及び事業税	3,384	
法人税等調整額	△35	3,349
当期純利益		7,258
非支配株主に帰属する当期純利益		132
親会社株主に帰属する当期純利益		7,125

## 連結株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	1,194	538	35,496	△2,795	34,434
当期変動額					
剰余金の配当			△3,014		△3,014
親会社株主に帰属する当期純利益			7,125		7,125
自己株式の取得				△1,586	△1,586
自己株式の処分		112		28	140
連結範囲の変動			△19		△19
株式交換による変動		492		100	593
連結子会社の増資による持分の増減		△10			△10
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					—
当期変動額合計	—	594	4,092	△1,457	3,229
当期末残高	1,194	1,133	39,588	△4,253	37,663

	その他の包括利益累計額			新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額			
当期首残高	△31	372	340	136	555	35,466
当期変動額						
剰余金の配当						△3,014
親会社株主に帰属する当期純利益						7,125
自己株式の取得						△1,586
自己株式の処分						140
連結範囲の変動						△19
株式交換による変動						593
連結子会社の増資による持分の増減						△10
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	24	△245	△220	17	155	△47
当期変動額合計	24	△245	△220	17	155	3,181
当期末残高	△7	126	119	154	710	38,648

# 計算書類

## 貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

項目	金額	項目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
流動資産	27,287	流動負債	7,986
現金及び預金	21,208	買掛金	155
受取手形	3	リース債務	0
売掛金	3,529	未払金	3,086
有価証券	2,000	未払費用	184
貯蔵品	16	未払法人税等	1,557
前払費用	375	前受金	1,860
その他	181	預り金	36
貸倒引当金	△27	前受収益	2
固定資産	20,337	賞与引当金	756
有形固定資産	388	その他	345
建物	320	固定負債	1,587
器具及び備品	63	長期借入金	500
リース資産	0	長期未払金	466
建設仮勘定	4	株式給付引当金	388
無形固定資産	3,266	資産除去債務	231
商標権	10	<b>負債合計</b>	<b>9,573</b>
ソフトウエア	2,791	<b>純資産の部</b>	
その他	464	株主資本	37,904
投資その他の資産	16,682	資本金	1,194
投資有価証券	2,957	資本剰余金	2,927
関係会社株式	10,495	資本準備金	2,500
長期貸付金	1,765	その他資本剰余金	426
破産更生債権等	1	利益剰余金	38,035
繰延税金資産	636	その他利益剰余金	38,035
その他	1,187	別途積立金	2,000
貸倒引当金	△362	繰越利益剰余金	36,035
資産合計	47,625	自己株式	△4,253
		評価・換算差額等	△7
		その他有価証券評価差額金	△7
		新株予約権	154
		<b>純資産合計</b>	<b>38,051</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>47,625</b>

## 損益計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

項目	金	額
売上高		37,852
売上原価		2,902
売上総利益		34,949
販売費及び一般管理費		25,233
営業利益		9,716
営業外収益		186
営業外費用		154
経常利益		9,748
特別利益		
固定資産売却益	23	
保険解約返戻金	90	113
特別損失		
投資有価証券評価損	515	
関係会社株式評価損	9	525
税引前当期純利益		9,336
法人税、住民税及び事業税	2,844	
法人税等調整額	△12	2,832
当期純利益		6,503

株主資本等変動計算書 (2019年4月1日から2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			自己株式	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
					別途積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	1,194	2,008	314	2,322	2,000	32,546	34,546	△2,795	35,268
当期変動額									
剰余金の配当						△3,014	△3,014		△3,014
当期純利益						6,503	6,503		6,503
自己株式の取得								△1,586	△1,586
自己株式の処分		492	112	604				129	734
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)				-			-	-	-
当期変動額合計	-	492	112	604	-	3,488	3,488	△1,457	2,636
当期末残高	1,194	2,500	426	2,927	2,000	36,035	38,035	△4,253	37,904

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△31	△31	136	35,373
当期変動額				
剰余金の配当				△3,014
当期純利益				6,503
自己株式の取得				△1,586
自己株式の処分				734
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	24	24	17	42
当期変動額合計	24	24	17	2,678
当期末残高	△7	△7	154	38,051



独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

エン・ジャパン株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 志村 さやか ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 香山 良 ㊞  
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、エン・ジャパン株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エン・ジャパン株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月20日

エン・ジャパン株式会社  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 志村 さやか ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 香山 良 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、エン・ジャパン株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第20期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査委員会その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

1 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

2 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

3 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘する事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月22日

エン・ジャパン株式会社	監査役会
常勤社外監査役	大戸正彦 ㊟
社外監査役	吉田篤生 ㊟
社外監査役	井垣太介 ㊟

以上

<メ モ 欄>

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

# 定時株主総会会場ご案内図



東京都新宿区西新宿六丁目5番1号

新宿アイランドタワー 35階 エン・ジャパン株式会社 セミナールーム

会場

TEL : 03-3342-4506



交通機関

丸ノ内線

西新宿駅 直結

都営大江戸線

都庁前駅 より住友ビル方面へ徒歩8分

JR線、私鉄、地下鉄線

新宿駅 西口 より徒歩10分



ご注意事項

駐車場の用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

UD  
FONT